

令和6年（ワ）第4457号 損害賠償請求事件

原告 榎本清

被告 東大和市

答 弁 書

令和7年2月18日

（第1回期日：2月28日）

東京地方裁判所立川支部民事第3部4B係 御 中

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番30号

サウスヒル永田町9階

東京平河法律事務所（送達場所）

被告訴訟代理人弁護士 羽 根 一



電 話 03-3595-4160

FAX 03-3595-4170

第1 請求の趣旨（訂正後のもの）に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否及び被告の主張

追って準備書面を提出する。

なお、請求の趣旨1項の「2024年8月21日」との記載からすると、原告の主張する不法行為（国賠法上の違法行為）の日は令和6年8月21日と思われる。そうであるならば、不法行為の日は令和2年4月1日以降であるから、請求の趣旨1項の「年5%」の遅延損害金には理由がない。

以 上